○中国地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市向横田町ロ五七番二から同市向横田町ロ一七番一〇まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月三十日

○中国地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
益田市遠田町二四〇五番一から同市須子町ロ六八三番一まで	前	BA	八・五〇～九・四〇～七〇・〇〇メートル一六二・〇〇	八・二九五キロメートル
	後	BA	八・五〇～九・四〇～七〇・〇〇メートル一六二・〇〇	七・八九三
				八・二九五
				七・八九三

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市遠田町二五八三番一から同市遠田町二四一四番一まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月三十日

○四国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字本郷四八〇番二から同市萩生字本郷四三八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月三十日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

五月二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

電波法の一部を改正する法律

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

議案送付

五月二十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案

議案通知

五月二十六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米軍嘉手納基地戦闘機部隊の三沢基地移転に関する質問主意書（木村太郎外一名提出）

米軍嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する質問主意書（浅野貴博提出）

議員表彰

五月二十六日大野功統、武部勤、園田博之、金子一義、川端達夫、鳩山由紀夫、村上誠一郎、逢沢一郎及び石破茂は、永年在職議員として、院議をもってその功労を表彰された。

参議院

議事日程

五月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

平成二十三年五月二十七日（金曜日）

午前十時開議

第一　図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十六回国会内閣提出、第百七十七回国会衆議院送付）

第二　水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

第五　日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

議案受領

五月二十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案（閣法第七二号）

通知書受領

五月二十六日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電波法の一部を改正する法律

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

質問主意書提出

五月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

法務省による東京拘置所の刑場公開に関する再質問主意書（福島みずほ提出）（第一六三号）